



令和7年5月28日
報道発表資料
川崎市（環境局）

九都県市同時発表

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

脱炭素社会実現に向けた取組の推進に関する要望の実施について

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、九都県市首脳会議での合意に基づき、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出、区域ごとのエネルギー消費データ等の提供、脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現、革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立、水素社会実現に向けた取組の強化、代替フロン排出削減の徹底など脱炭素社会実現に向けた取組の推進について、国に対して要望を実施しましたのでお知らせします。

1 実施日 令和7年5月28日（水曜日）

2 要望先 国の関係省（経済産業省、国土交通省、環境省）

3 要望内容

- （1）脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出
- （2）区域ごとのエネルギー消費データ等の提供
- （3）脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現
- （4）革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立
- （5）水素社会実現に向けた取組の強化
- （6）代替フロン排出削減の徹底

※詳細は、別添要望書のとおり

【問合せ先】

川崎市環境局脱炭素戦略推進室 市川
044-200-2865

脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要望事項

- (1) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出
- (2) 区域ごとのエネルギー消費データ等の提供
- (3) 脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現
- (4) 革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立
- (5) 水素社会実現に向けた取組の強化
- (6) 代替フロン排出削減の徹底

(1) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出

気候変動問題への対応は、これを経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会として捉える時代に突入している。国民一人一人が気候変動問題を自分事として理解し、脱炭素社会の実現に向けて、あらゆる主体が取り組むことが重要である。

< 具体的要望内容 >

脱炭素化に資する取組、製品・サービスを増加させていくため、国民・消費者の新しい暮らしを強力に後押しするとともに、2022年10月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」等を活用し、深刻化する気候危機の状況やカーボンフットプリント情報の見える化など国民に分かりやすく情報発信することなどにより、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けて、より具体的かつ統一的なムーブメントを創出すること。

(2) 区域ごとのエネルギー消費データ等の提供

国は2050年ネット・ゼロの実現に向けて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。また、2035年度60%削減、2040年度73%削減を目指すこととした。

国の地球温暖化対策計画において、目標の設定とその達成に向けた具体的な対策・施策の設定を地方自治体が講ずべき措置に位置付けており、温室効果ガス排出量の算定、脱炭素化の取組及びエネルギー政策の更なる推進や施策等の検討のためには、地域のエネルギー利用状況の実態を把握する必要があるものの、電力・ガスの自由化以降、把握が難しくなっている。

また、再生可能エネルギーについては、令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法において、種別ごとの導入容量を施策の実施目標として設定することとされたが、地方自治体では、固定価格買取制度（FIT）で認定を受けた設備以外の情報把握が困難であることから、地方自治体が必要な情報を得られる仕組みを速やかに整備する必要がある。

国は、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」において、区域内のエネルギー消費データ（系統から供給された電力、都市ガス）については、

年1回、都道府県・市町村に対してデータ提供を行うことを基本的な方針とし、2023年11月に「市町村別発電・需要実績」の電力データの提供が開始されており、国の分科会においてそれ以外の内容についても公表を検討しているものの、自家消費や卒FITを始めとする再生可能エネルギーの設備容量などは、現在においても提供されていない。

<具体的要望内容>

国が地方自治体に提供するデータの内容は、地域の特性・実情の把握及び効果的な施策立案に資するよう、主体別の消費量及び系統電力の電源構成、並びに区域内における再生可能エネルギー種別ごとの設備容量及び発電量等が含まれるものとする。また、地域の住民や事業者等が使用した再生可能エネルギー由来の電力量を温室効果ガス排出量の削減に反映させるため、電力量を把握する仕組みづくりを検討すること。

(3) 脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

気候危機が一層深刻化する中、ウクライナ・ロシア情勢は、エネルギーの安全保障の脆弱性という課題を改めて顕在化させた。この問題を乗り切るためには、脱炭素化とエネルギー安全保障を一体的に実現する必要がある。

<具体的要望内容>

脱炭素化とエネルギー安全保障を一体的に実現する視点から、以下の取組を一層加速させること。

ア エネルギーの更なる効率的利用

エネルギーの効率的な利用が重要であることを踏まえ、高効率設備・機器等の普及やエネルギーマネジメントシステムの導入、建築物のゼロエネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

イ 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーの導入に係る補助制度の抜本的な拡充を図ること。また、次世代型太陽電池に関しては、普及拡大に向けた需要創出の観点等から公共施設等への率先的な導入が重要である。政府機関への導入目標を早期に示し、率先して導入するとともに、幅広く自治体施設等への導入が進むよう、量産や安定供給への支援を行うこと。

「第7次エネルギー基本計画」において、2040年に向け、まずは2030年度エネルギー需給見通しなどで示した具体的な施策を着実に実行することとされているため、特に今後数年間で取り組む事項や期限を明確化し、実現に向けた行動を一刻も早く開始すること。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、発電事業者等が新たな発電計画を策定しても、高額な系統増強費用の請求による事業断念や、接続可能となっても系統混雑時には出力抑制を課せられるなど、全国的に系統制約が依然として発生しているため、発電した再生可能エネルギーを無駄にすることのないよう、再生可能エネルギーの優先接続を一層推進するとともに、電力需給調整機能の一層の活用、地域間連系線の最大限活用などにより、再生可能エネルギーの系統接続の最大化を図ること。

加えて、現行の地域間連系線の増強スケジュールを前倒しするとともに、将来

を見据えた全国規模での系統増強を計画的かつ早期に進めること。

ウ 火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進

脱炭素社会の実現とエネルギー安定供給との両立を図る観点から、火力発電の脱炭素化に向けて、化石燃料からグリーン水素等への燃料転換に対して更なる支援策を講じるとともに、こうした施策が国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧に説明すること。

(4) 革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立

「部門別CO₂排出量の現況推計（2021）」では、産業部門からの排出量は総排出量の4割を超えており、「2050年カーボンニュートラル」を目指すには、産業部門の企業における脱炭素化への取組が重要となる。しかし、事業所によっては、地方自治体の区域によらず企業全体として、日本全国または世界規模での「2050年カーボンニュートラル」を目指している場合があり、地方自治体単体での支援には限界がある。

<具体的要望内容>

産業部門における大幅なCO₂排出量の削減に向け、令和3年6月に改定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」にて示されたカーボンリサイクル技術等の革新技术確立のための財政支援を強化すること。

また、2026年度から本格稼働を予定している国内排出量取引制度は、総量削減を中核とする実効性の高い制度とすること。

(5) 水素社会実現に向けた取組の強化

水素エネルギーの普及拡大に当たっては、コスト低減、インフラ整備、規制緩和、更なる技術開発、国民への理解促進など多くの課題があり、国における先導的対応とともに、官民一体となった課題解決が求められている。令和6年5月に成立した「水素社会推進法」の実施を踏まえ、国と自治体の連携のもと支援の充実を図り、水素社会の実現に向けた取組を行う必要がある。また、令和5年6月に改定の「水素基本戦略」を踏まえ、国主導による九都県市全体を捉えた水素供給拠点（受入基地）や水素パイプラインをはじめとした供給インフラの整備から、燃料電池バスや燃料電池トラック等の大型商用車両での活用や発電・製鉄等の産業利用などあらゆる分野での水素利用の拡大まで、サプライチェーンの構築に向けた取組を一層加速させることが必要である。

<具体的要望内容>

水素社会の実現のため、以下の取組を一層加速させること。

ア 水素ステーション等に係る規制緩和の更なる推進

「水素基本戦略」に掲げる水素ステーションの整備目標（2030年度までに1,000基程度）を達成するためには、更なる整備拡大に向けた規制緩和等の措置が必要であるため、安全性の確保を前提として、「規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）」等に掲げる規制見直し項目のうち、措置されていない項目を着実かつ速やかに推進すること。

また、障壁の高さに係る技術基準の見直しを進めるとともに、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ガソリンスタンド並の更なる緩和を進めること。

加えて、水素ステーションの保安検査方法について、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

また、水素に関する新技術・新製品の許認可に係る期間について、安全性の確保を前提として短縮を図ること。

イ 水素ステーション整備・運営に係る継続的な支援の実施

燃料電池自動車の普及が進まない要因の一つとして、水素ステーションの設置箇所数が少ないことが挙げられるため、水素ステーションの整備や運営に不可欠な経費に対しての継続的かつ十分な支援を実施すること。特に経常的な運営経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強等による休業時の損失等についても、運営事業者の実際の費用負担額に見合う支援を実施すること。

また、大型車両への対応に伴う能力増強工事や事業所専用の水素ステーション整備、パイプラインによる水素供給を含む多様なニーズに対応するためのマルチステーション化を柔軟に実施できるように補助制度の見直しを図ること。

ウ 燃料電池自動車等の普及促進及び用途拡大・技術開発のための財政支援等の実施

依然として普及が低迷している乗用の燃料電池自動車に加え、安定的な水素需要が見込める燃料電池バスや燃料電池トラックの普及促進は、水素エネルギーの早期普及拡大に向け必要不可欠であるため、国による財政支援について、強化・拡充すること。

また、ユーザーのニーズに対応するため、乗用及び産業用燃料電池自動車の車種の拡大等を図るために、開発メーカー等への支援を継続すること。

エ グリーン水素の活用促進のための積極的な施策展開

脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・供給・利用に関する規制の緩和や水素製造コスト低減に向けた技術開発を進めるとともに、製造・供給・利用するための設備導入や運用に対し継続的な財政支援を行うこと。

また、グリーン水素の認知度を向上させるとともに、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、活用に向けた仕組みを検討するなど、積極的な施策展開を図ること。

(6) 代替フロン排出削減の徹底

地球温暖化対策として温室効果ガスの削減に取り組んできた結果、温室効果ガスの総排出量は削減されている一方で、温室効果の高い代替フロンの排出量は年々増加しており、2030年における温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向けた地球温暖化対策を推進する上でも、代替フロンの排出削減が喫緊の課題である。

代替フロンの排出削減に当たっては、代替フロン排出量の約7割を占める第一種特定製品の管理者や解体工事の発注者・解体業者等によるフロン排出抑制法の遵守に加え、第一種特定製品使用時における漏えい防止技術の普及促進、漏えいしにくい第一種特定製品の製造技術の開発、代替フロンの温室効果に係る国民への理解促進などの多くの課題がある。これら全国規模の課題を解決するためには、国による先導的取組を一層加速させることが必要である。

<具体的要望内容>

代替フロンの排出削減に向け、以下の取組を一層加速させること。

ア 代替フロンの温室効果に係る啓発の更なる充実

温室効果が極めて大きい代替フロンの排出を削減するためには、国民一人一人が代替フロンの温室効果を理解し、身の回りで使用しているフロン類使用製品の適正な管理と適正な処理に取り組むことが重要であることから、事業者のみならず広く一般国民に対する啓発をより一層充実させること。

イ 第一種特定製品使用時における漏えい防止技術の普及促進・開発支援

代替フロンの排出削減が進まない要因の一つとして、使用中の第一種特定製品からの漏えいに対する効果的な施策が不足していることが挙げられる。使用中の漏えいを防止するためには、フロン排出抑制法に基づく適正管理に加え、漏えいの初期段階における第一種特定製品の補修を速やかに行うとともに、第一種特定製品を使用する際の最上流とも言える生産過程で、漏えいしにくい製品を開発・製造・流通させることが重要であることから、国は常時監視技術をはじめとした第一種特定製品使用時のフロン類の漏えい防止に資する技術の普及に向けた取組に加え、漏えいしにくい製品の製造技術の開発支援などを行うこと。また、第一種特定製品の管理者に対して法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。

ウ 第一種特定製品廃棄時における回収率向上に向けた取組の強化

第一種特定製品廃棄時のフロン類回収率が未だ低迷していることから、国は、第一種特定製品の管理者、解体工事の発注者や工事関係事業者等に対する法令の周知徹底を図るなど、回収率向上のための施策を着実に推進すること。

令和7年5月28日

経 済 産 業 大 臣 武 藤 容 治 様
（GX実行推進担当）
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌 様
環 境 大 臣 浅 尾 慶 一 郎 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎